

通所開始までの流れ

① 相談受付（随時）



通所についての相談・質問を受け付けます。
通所をご希望される場合には、見学・面接の日程を決めます。（電話・来所）

② 見学・面接



通所施設の見学、区職員による面接および施設職員による評価をさせていただきます。各専門職が、ご本人様のお身体の状況や、生活の状況についてうかがわせていただきます。（2時間程度）

※主治医の「診療情報提供書」、必要に応じて「リハビリサマリ」、「看護サマリ」をご提出願います。

（「診療情報提供書」は、様式をお渡ししますので、主治医にご記載いただいた上で区心障センターへお持ち込みになるか郵送でお送りください。）

③ 利用検討会議



「通所施設の利用が適切か」「どのような支援が必要か」等を検討し、結果をご連絡いたします。

④ 総合支援法の 手続き等



管轄の福祉事務所あるいは保健相談所で、総合支援法に基づく利用申請をしていただきます。

自立訓練の場合、「サービス等利用計画案提出依頼書」をお渡しします。

⑤ サービス等 利用計画案の作成 （自立訓練の場合のみ）



指定特定相談支援事業者等と契約し、「サービス等利用計画案」の作成依頼をしていただきます。

「サービス等利用計画案提出依頼書」を持参してお訪ねください。

⑥ 契約手続き



管轄の福祉事務所・保健相談所から「障害福祉サービス受給者証」（地域活動支援センターは「地域生活支援事業受給者証」）が郵送されてきましたら、利用に関しての契約手続きをさせていただきます。

通所バスをご利用の方は、追って時間・場所の連絡をいたします。

⑦ 利用開始